

2016 (平成28) 年度  
京都市多文化施策審議会 報告書

京都市多文化施策審議会  
2017年 (平成29年) 3月



# 目次

はじめに	1
I 京都市への提言	3
1 外国籍市民等に対する差別や偏見のないまちづくりを進めるため、 外国籍市民等についての理解を深める取組を充実させること	4
2 外国籍市民等と日本人の交流を深めるための場所や機会を充実させる こと	6
II 資料	9
1 2016（平成28）年度会議について	10
2 2015（平成27）年度提言を受けての京都市の取組	13
3 京都市における外国籍の住民基本台帳登録者数	15
京都市多文化施策審議会第4期委員名簿	17
京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抄）	18
京都市多文化施策審議会規則	20



## はじめに

1200年を超える歴史と文化が息づくまち・京都においては、目指すべき都市の理想像として、昭和53年に「世界文化自由都市宣言」が行われ、その実現を期して、「京都市国際化推進大綱」が策定されました。また、京都市基本計画においても国際化に関わる施策として、「多文化が息づくまちづくりの推進」を掲げ、取組が進められています。

多文化共生社会の実現に向けて設置された京都市多文化施策審議会は、今年度から第4期委員による会議がスタートしました。指名委員5名に加え、世界の様々な国に文化的背景を有する公募委員7名が加わり、「多文化共生の地域づくり」をテーマに、京都市が取り組むべき課題について議論を重ねてきました。

京都市には多くの外国籍市民等が暮らしていますが、平成28年6月にいわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、外国籍市民等への差別や偏見に対するこれまでの取組が十分であったか、改めて問い直されることとなりました。依然として多文化共生の実現には様々な課題が存在しています。

こうした課題の解決に向け、各委員の見識や経験に基づいた意見を出し合い、提言書としてまとめました。

この提言を踏まえた取組が着実に実行されることにより、多文化共生のまちづくりの一層の推進が図られることを期待いたします。

京都市多文化施策審議会 座長 浜田 麻里



# I <sup>きょうと し</sup>京都市<sup>ていげん</sup>への提言

<sup>じ</sup>次<sup>いこう</sup>ページ<sup>かせん</sup>以降<sup>かしょ</sup>，<sup>かくていげんないよう</sup>下線箇所<sup>じゅうてん</sup>は各提言内容の重点ポイント，<sup>ひょうき</sup>ゴシック<sup>かしょ</sup>表記<sup>こんご</sup>箇所<sup>とりくみ</sup>は今後の取組の  
<sup>ほうこうせい</sup>方向性<sup>しめ</sup>を示している。

【提 言 1】

外国籍市民等に対する差別や偏見のないまちづくりを進めるため、  
外国籍市民等についての理解を深める取組を充実させること

【背景と取り組むべき事項】

本市には、約42,600人（平成28年12月現在）の外国籍市民をはじめ、多様な文化的背景を持つ多くの市民が暮らしている。例えば、日本の植民地時代に朝鮮半島から来日した在日コリアン1世、日本で生まれ育った在日コリアン2世以降、日本人と国際結婚した人、中国帰国者など様々である。

本来、地域に暮らす人々の言葉や文化に多様性があることは、視野を広げ、より豊かな生活を送る上で望ましいことである。また、言葉や文化に違いはあっても、外国籍市民等も日本人も、等しく個人として尊重される人間であるという点で同じである。

しかし、実際は必ずしもこうした意識が共有されておらず、社会問題となったヘイトスピーチに見られるように、日本人の外国籍市民等に対する差別や偏見が依然として存在している（※1）。これは社会の中だけでなく家庭や学校でも同様であり、例えば外国人の妻が日本語が分からないために日本人の夫に馬鹿にされたり、学校で外国人であることを理由にいじめを受けることがあるという報告がされている（※2）。

また、外国と日本とで文化や価値観が違うにもかかわらず、事情を理解されずに日本人と同じ行いを求められるなど、つらい思いをされている外国人の方もいる。一方、様々な背景を持つ外国人がいるにもかかわらず、外国人に対して「なぜそんなに日本語がうまいのか」「外国人に着物は似合わない」などと言う日本人もいる。

以上のような現状が存在する一つの要因として、日本人の外国籍市民等に対する理解が不十分であることが考えられる。こうした問題を解消するためには、前提として、外国籍市民等も日本人も、言葉や文化の違いはあっても人として持つ感情は同じであり、同じ価値を持つ人間であることを意識することが重要である。その上で、歴史的な経緯から日本で暮らすことになった人々について学び、外国の文化や生活習慣など、外国籍市民等との違いをポジティブにとらえ、理解を深めることが必要である。



そのためには、<sup>がいこくせきし みんとう</sup> 外国籍市民等<sup>かん</sup> に関する<sup>じんけんきょういく</sup> 人権教育<sup>がっこうきょういく</sup> をはじめ、<sup>ば</sup> 学校教育<sup>こ</sup> の場<sup>こ</sup> など<sup>こ</sup> で<sup>こ</sup> 子<sup>こ</sup> ど<sup>こ</sup> も<sup>こ</sup> の<sup>こ</sup> うち<sup>こ</sup> から<sup>こ</sup> 外国籍市民等<sup>がいこくせきし みんとう</sup> について<sup>まな</sup> 学ぶ<sup>き</sup> 機会<sup>かい</sup> を<sup>じゅうじつ</sup> 充実<sup>じゅうよう</sup> させる<sup>た</sup> ことが<sup>た</sup> 重要<sup>と</sup> である。例<sup>た</sup> え<sup>と</sup> ば、<sup>こうざい</sup> (公財)<sup>きょうと</sup> 京都<sup>た</sup> YWCA<sup>ぶん</sup> の<sup>か</sup> 「<sup>きょうと</sup> 多文化<sup>きょうと</sup> 共育<sup>し</sup> プログラム<sup>いんかい</sup>」<sup>た</sup> や<sup>た</sup> 京都市<sup>た</sup> 教育<sup>た</sup> 委員会<sup>た</sup> の<sup>た</sup> 「<sup>か</sup> 多文<sup>か</sup> 化学<sup>か</sup> 学習<sup>か</sup> 推進<sup>か</sup> プログラム<sup>か</sup>」、<sup>こうざい</sup> (公財)<sup>きょうと</sup> 京都<sup>し</sup> 市<sup>こくさい</sup> 国際<sup>こうりゅう</sup> 交流<sup>きょうかい</sup> 協会<sup>かい</sup> の<sup>こくさい</sup> 国際<sup>り</sup> 理解<sup>かい</sup> プログラム<sup>り</sup> 「<sup>こ</sup> P I<sup>こ</sup> C N I K<sup>こ</sup>」<sup>こ</sup> の<sup>こ</sup> ように、<sup>こ</sup> 子<sup>こ</sup> ども<sup>こ</sup> たち<sup>こ</sup> と<sup>こ</sup> 外国籍市民等<sup>がいこくせきし みんとう</sup> が<sup>ちよくせつ</sup> 直接<sup>あ</sup> 接触<sup>た</sup> 合<sup>こ</sup> う<sup>こ</sup> こと<sup>こ</sup> で、<sup>た</sup> 互<sup>た</sup> い<sup>こ</sup> の<sup>こ</sup> 言<sup>こ</sup> 葉<sup>こ</sup> や<sup>こ</sup> 習慣<sup>こ</sup> に<sup>こ</sup> 親<sup>こ</sup> し<sup>こ</sup> み、<sup>た</sup> 多<sup>た</sup> 様<sup>た</sup> な<sup>た</sup> 文化<sup>た</sup> を<sup>そんちよう</sup> 尊重<sup>とりくみ</sup> できる<sup>さら</sup> よう<sup>ひろ</sup> に<sup>ひろ</sup> する<sup>ひろ</sup> ための<sup>ひろ</sup> 取<sup>ひろ</sup> 組<sup>ひろ</sup> を<sup>ひろ</sup> 更<sup>ひろ</sup> に<sup>ひろ</sup> 広<sup>ひろ</sup> げて<sup>ひろ</sup> いて<sup>ひろ</sup> い<sup>ひろ</sup> く<sup>ひろ</sup> 必要<sup>ひろ</sup> がある。

また、<sup>はっしんしゃ</sup> ヘイトスピーチ<sup>おも</sup> の<sup>おとな</sup> 発信者<sup>げんじよう</sup> が<sup>に</sup> 主<sup>ほん</sup> に<sup>す</sup> 大人<sup>がいこくじん</sup> である<sup>に</sup> 現状<sup>す</sup> や、<sup>に</sup> 日本<sup>す</sup> に<sup>す</sup> 住<sup>す</sup> む<sup>す</sup> 外国<sup>す</sup> 人<sup>す</sup> など<sup>す</sup> と<sup>す</sup> の<sup>す</sup> 日常<sup>す</sup> 的<sup>す</sup> な<sup>す</sup> 交<sup>す</sup> 流<sup>す</sup> は<sup>す</sup> 「<sup>す</sup> ない<sup>す</sup>」<sup>す</sup> と<sup>す</sup> 回<sup>す</sup> 答<sup>す</sup> した<sup>す</sup> 市民<sup>す</sup> が<sup>す</sup> 約<sup>す</sup> 85%<sup>す</sup> に<sup>す</sup> 上<sup>す</sup> る<sup>す</sup> (市<sup>す</sup> 政<sup>す</sup> 総<sup>す</sup> 合<sup>す</sup> アンケ<sup>す</sup> ー<sup>す</sup> ト<sup>す</sup> 「<sup>す</sup> 京<sup>す</sup> 都<sup>す</sup> 市<sup>す</sup> の<sup>す</sup> 国<sup>す</sup> 際<sup>す</sup> 化<sup>す</sup>」<sup>す</sup> (平<sup>す</sup> 成<sup>す</sup> 24<sup>す</sup> 年<sup>す</sup> 度<sup>す</sup> )<sup>す</sup> (※<sup>す</sup> 3))<sup>す</sup> こと<sup>す</sup> を<sup>す</sup> 踏<sup>す</sup> ま<sup>す</sup> え<sup>す</sup> る<sup>す</sup> と、<sup>す</sup> 大<sup>す</sup> 人<sup>す</sup> に<sup>す</sup> な<sup>す</sup> っ<sup>す</sup> て<sup>す</sup> か<sup>す</sup> ら<sup>す</sup> も<sup>す</sup> 継<sup>す</sup> 続<sup>す</sup> 的<sup>す</sup> に<sup>す</sup> 外<sup>す</sup> 国<sup>す</sup> 籍<sup>す</sup> 市<sup>す</sup> 民<sup>す</sup> 等<sup>す</sup> について<sup>す</sup> 学<sup>す</sup> び、<sup>す</sup> 理<sup>す</sup> 解<sup>す</sup> を<sup>す</sup> 深<sup>す</sup> め<sup>す</sup> ら<sup>す</sup> れ<sup>す</sup> る<sup>す</sup> よう<sup>す</sup> 社<sup>す</sup> 会<sup>す</sup> 教<sup>す</sup> 育<sup>す</sup> の<sup>す</sup> 充<sup>す</sup> 実<sup>す</sup> が<sup>す</sup> 必要<sup>す</sup> である。さら<sup>す</sup> に、<sup>す</sup> 学<sup>す</sup> 校<sup>す</sup> 教<sup>す</sup> 育<sup>す</sup> や<sup>す</sup> 社<sup>す</sup> 会<sup>す</sup> 教<sup>す</sup> 育<sup>す</sup> に<sup>す</sup> と<sup>す</sup> ど<sup>す</sup> ま<sup>す</sup> ら<sup>す</sup> ず、<sup>す</sup> よ<sup>す</sup> り<sup>す</sup> 身<sup>す</sup> 近<sup>す</sup> な<sup>す</sup> 場<sup>す</sup> 所<sup>す</sup> で<sup>す</sup> の<sup>す</sup> 啓<sup>す</sup> 発<sup>す</sup> や<sup>す</sup> メ<sup>す</sup> デ<sup>す</sup> ィ<sup>す</sup> ア<sup>す</sup> の<sup>す</sup> 活<sup>す</sup> 用<sup>す</sup> など、<sup>す</sup> 情<sup>す</sup> 報<sup>す</sup> 発<sup>す</sup> 信<sup>す</sup> の<sup>す</sup> 方<sup>す</sup> 法<sup>す</sup> を<sup>す</sup> 工<sup>す</sup> 夫<sup>す</sup> する<sup>す</sup> こと<sup>す</sup> も<sup>す</sup> 大<sup>す</sup> 切<sup>す</sup> である。

こ<sup>す</sup> う<sup>す</sup> した<sup>す</sup> 取<sup>す</sup> 組<sup>す</sup> を<sup>す</sup> 具<sup>す</sup> 体<sup>す</sup> 的<sup>す</sup> かつ<sup>す</sup> 継<sup>す</sup> 続<sup>す</sup> して<sup>す</sup> 進<sup>す</sup> め<sup>す</sup> て<sup>す</sup> いく<sup>す</sup> こと<sup>す</sup> が、<sup>す</sup> 差<sup>す</sup> 別<sup>す</sup> や<sup>す</sup> 偏<sup>す</sup> 見<sup>す</sup> の<sup>す</sup> な<sup>す</sup> い、<sup>す</sup> す<sup>す</sup> べ<sup>す</sup> て<sup>す</sup> の<sup>す</sup> 市<sup>す</sup> 民<sup>す</sup> が<sup>す</sup> 暮<sup>す</sup> ら<sup>す</sup> し<sup>す</sup> や<sup>す</sup> す<sup>す</sup> く<sup>す</sup> 活<sup>す</sup> 躍<sup>す</sup> できる<sup>す</sup> ま<sup>す</sup> ち<sup>す</sup> づ<sup>す</sup> くり<sup>す</sup> に<sup>す</sup> つ<sup>す</sup> な<sup>す</sup> が<sup>す</sup> る<sup>す</sup> と<sup>す</sup> 考<sup>す</sup> え<sup>す</sup> ら<sup>す</sup> れ<sup>す</sup> る。

※1 <sup>ほうむしやう</sup> 法務省<sup>かん</sup> 「<sup>じつたいちやうさ</sup> ヘイトスピーチに関する実態調査報告書<sup>ほうこくしよ</sup> (平<sup>す</sup> 成<sup>す</sup> 28<sup>す</sup> 年<sup>す</sup> 3<sup>す</sup> 月<sup>す</sup> )」<sup>す</sup> に<sup>す</sup> よ<sup>す</sup> る<sup>す</sup> と、<sup>す</sup> ヘ<sup>す</sup> イ<sup>す</sup> ト<sup>す</sup> ス<sup>す</sup> ピ<sup>す</sup> ー<sup>す</sup> チ<sup>す</sup> を<sup>す</sup> 伴<sup>す</sup> う<sup>す</sup> デ<sup>す</sup> モ<sup>す</sup> 等<sup>す</sup> を<sup>す</sup> 行<sup>す</sup> っ<sup>す</sup> て<sup>す</sup> いる<sup>す</sup> と<sup>す</sup> 報<sup>す</sup> 道<sup>す</sup> 等<sup>す</sup> で<sup>す</sup> 指<sup>す</sup> 摘<sup>す</sup> され<sup>す</sup> ている<sup>す</sup> 団<sup>す</sup> 体<sup>す</sup> が、<sup>す</sup> 2012<sup>す</sup> (平<sup>す</sup> 成<sup>す</sup> 24<sup>す</sup> )<sup>す</sup> 年<sup>す</sup> 4<sup>す</sup> 月<sup>す</sup> から<sup>す</sup> 2015<sup>す</sup> (平<sup>す</sup> 成<sup>す</sup> 27<sup>す</sup> )<sup>す</sup> 年<sup>す</sup> 9<sup>す</sup> 月<sup>す</sup> ま<sup>す</sup> での<sup>す</sup> 3<sup>す</sup> 年<sup>す</sup> 6<sup>す</sup> 月<sup>す</sup> の<sup>す</sup> 間<sup>す</sup> に<sup>す</sup> 実<sup>す</sup> 施<sup>す</sup> した<sup>す</sup> デ<sup>す</sup> モ<sup>す</sup> 等<sup>す</sup> の<sup>す</sup> 発<sup>す</sup> 生<sup>す</sup> 件<sup>す</sup> 数<sup>す</sup> は<sup>す</sup> 1,152<sup>す</sup> 件<sup>す</sup> と<sup>す</sup> 相<sup>す</sup> 当<sup>す</sup> 数<sup>す</sup> あり、<sup>す</sup> い<sup>す</sup> ま<sup>す</sup> だ<sup>す</sup> 沈<sup>す</sup> 静<sup>す</sup> 化<sup>す</sup> した<sup>す</sup> と<sup>す</sup> は<sup>す</sup> 言<sup>す</sup> え<sup>す</sup> ない<sup>す</sup> 状<sup>す</sup> 況<sup>す</sup> に<sup>す</sup> ある<sup>す</sup> と<sup>す</sup> 報<sup>す</sup> 告<sup>す</sup> され<sup>す</sup> ている。

<http://www.moj.go.jp/content/001201158.pdf>

こ<sup>す</sup> う<sup>す</sup> した<sup>す</sup> 中<sup>す</sup> 、<sup>す</sup> 平<sup>す</sup> 成<sup>す</sup> 28<sup>す</sup> 年<sup>す</sup> 6<sup>す</sup> 月<sup>す</sup> 、<sup>す</sup> ヘ<sup>す</sup> イ<sup>す</sup> ト<sup>す</sup> ス<sup>す</sup> ピ<sup>す</sup> ー<sup>す</sup> チ<sup>す</sup> の<sup>す</sup> 解<sup>す</sup> 消<sup>す</sup> を<sup>す</sup> 目<sup>す</sup> 的<sup>す</sup> と<sup>す</sup> した<sup>す</sup> 「<sup>す</sup> 本<sup>す</sup> 邦<sup>す</sup> 外<sup>す</sup> 出<sup>す</sup> 身<sup>す</sup> 者<sup>す</sup> に<sup>す</sup> 対<sup>す</sup> する<sup>す</sup> 不<sup>す</sup> 当<sup>す</sup> な<sup>す</sup> 差<sup>す</sup> 別<sup>す</sup> 的<sup>す</sup> 言<sup>す</sup> 動<sup>す</sup> の<sup>す</sup> 解<sup>す</sup> 消<sup>す</sup> に<sup>す</sup> 向<sup>す</sup> けた<sup>す</sup> 取<sup>す</sup> 組<sup>す</sup> の<sup>す</sup> 推<sup>す</sup> 進<sup>す</sup> に<sup>す</sup> 関<sup>す</sup> する<sup>す</sup> 法<sup>す</sup> 律<sup>す</sup>」<sup>す</sup> が<sup>す</sup> 施<sup>す</sup> 行<sup>す</sup> され<sup>す</sup> た。

※2 <sup>きやうとし たぶんか</sup> 京都市多文化施策審議会<sup>し さく しん ぎ かい</sup> 2016<sup>す</sup> (平<sup>す</sup> 成<sup>す</sup> 28<sup>す</sup> )<sup>す</sup> 年<sup>す</sup> 度<sup>す</sup> 第<sup>す</sup> 2<sup>す</sup> 回<sup>す</sup> 会<sup>す</sup> 議<sup>す</sup> (9<sup>す</sup> 月<sup>す</sup> 6<sup>す</sup> 日<sup>す</sup> 実<sup>す</sup> 施<sup>す</sup> )<sup>す</sup>  
<sup>あんどう</sup> 安藤<sup>いん</sup> い<sup>いん</sup> づ<sup>いん</sup> み<sup>いん</sup> 委<sup>いん</sup> 員<sup>いん</sup> の<sup>いん</sup> 報<sup>いん</sup> 告<sup>いん</sup>

※3 <sup>しせいそうごう</sup> 市政総合アンケート<sup>きやうとし</sup> 「<sup>こくさいか</sup> 京都市の国際化<sup>か</sup>」<sup>か</sup>  
2013<sup>す</sup> (平<sup>す</sup> 成<sup>す</sup> 25<sup>す</sup> )<sup>す</sup> 年<sup>す</sup> 1<sup>す</sup> 月<sup>す</sup> 17<sup>す</sup> 日<sup>す</sup> ~<sup>す</sup> 同<sup>す</sup> 年<sup>す</sup> 1<sup>す</sup> 月<sup>す</sup> 31<sup>す</sup> 日<sup>す</sup> 実<sup>す</sup> 施<sup>す</sup> 。<sup>す</sup> 調<sup>す</sup> 査<sup>す</sup> 対<sup>す</sup> 象<sup>す</sup> は<sup>す</sup> 20<sup>す</sup> 歳<sup>す</sup> 以<sup>す</sup> 上<sup>す</sup> の<sup>す</sup> 市<sup>す</sup> 民<sup>す</sup> 3,000<sup>す</sup> 人<sup>す</sup> 、<sup>す</sup> 有<sup>す</sup> 効<sup>す</sup> 回<sup>す</sup> 収<sup>す</sup> 数<sup>す</sup> 1,184<sup>す</sup> 人<sup>す</sup> (回<sup>す</sup> 収<sup>す</sup> 率<sup>す</sup> 39.5%) <http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000160770.html>

## 【提 言 2】

# 外国籍市民等と日本人の交流を深めるための場所や機会を 充実させること

### 【背景と取り組むべき事項】

外国籍市民等が地域の一員として安心して充実した生活を送り、一方で日本人の市民が多様な文化への理解を深めることができるよう、外国籍市民等と日本人の交流を促進することは多文化共生の地域づくりに必要不可欠である。

しかし、市政総合アンケート「京都市の国際化」（平成24年度）によると、外国人との日常的な交流がない市民や、本市の多文化共生の拠点として重要な京都市国際交流会館を利用したことがない市民も多く、外国籍市民等と日本人の交流はまだ進んでいないと言わざるを得ない状況にある。

その理由として、多文化共生推進のための拠点が身近になく、交流の機会が十分ではない、あるいはそうした情報が十分に届いていないこと等が考えられる。そこで、交流の場所や機会を増やし、情報発信の方法を工夫するなどして、外国籍市民等と日本人の交流を促進することが重要である。

例えば宇多野ユースホステルでは、宿泊している外国人と地元住民が、和菓子作りや習字、踊りなどの様々な文化イベントを通じて交流し合う「エブリデイワン」を毎日開催しており、イベント情報をホームページに公開して広く発信している。また、韓国にある多文化図書館では、外国人が積極的に図書館に行きたくなるよう、外国語の本を多く配架したり外国人向けのイベントを開催したりしており、一方、そこに集まってきた外国人から地元住民が料理や言葉を教えてもらうなど、外国人と地元住民の交流を促進する取組を行っている。宿泊施設や図書館が多文化共生の拠点となるように、例えば児童館や区役所など市民にとってより身近な場所を多文化交流の場所として積極的に活用していくことが重要である。

一方、既に拠点として活用されている京都市国際交流会館や京都市地域・多文化交流ネットワークセンターでは、外国の料理や文化を楽しめる「kokokaオープンデイ」、

「東九条春まつり」など外国人も日本人も参加できる様々な交流イベントを開催している。また、京都インターナショナルスクールやリセ・フランセ・ド・京都でも地域に開かれたイベントが開催されるなど、地域の中には外国人や外国文化に触れ合える様々な取組がなされている。そうした情報を広く市民に発信することが、より一層の交流促進のために不可欠であり、そのためにはフェイスブックなどのソーシャルメディアの積極的な活用、駅などの日常的な場所での情報発信、情報の多言語表記など、情報発信にも様々な工夫が必要になる。

さらに、身近な場所が多文化共生の拠点となり、持続的な多文化交流が行われていくためには、そこで働く市職員自らが多文化共生推進の一員であるとの自覚を持つことも必要であり、多文化共生に関する市職員に向けた研修を実施するなどの意識改革も有効である。

こうした取組を進めることにより、外国籍市民等も含めたすべての市民がいきいきと暮らせる多文化共生のまちづくりを促進することができると思われる。



# Ⅱ 資料

# 1 2016 (平成28) 年度会議について

2016 (平成28) 年度には、「多文化共生の地域づくり」をテーマに4回の会議を開催しました。会議ごとに各分野の関係者からこれまで関わってきた多文化共生の取組について報告いただき、議論しました。

## 第1回会議

日時：2016 (平成28) 年7月12日 (火)

場所：京都市役所

議題：京都市多文化施策審議会の概要について

会議の進め方について

## 第2回会議

日時：2016 (平成28) 年9月6日 (火)

場所：京都市役所

議題：多文化理解を進めるための意識啓発

報告：「滞日外国人に寄り添って25年～京都YWCA・APTの活動」

(報告者：安藤いづみ委員)

「京都市宇多野ユースホステルにおける多文化共成の取り組み  
～観光旅行から感考旅行へ～」

(報告者：(一財) 京都ユースホステル協会 片山幸雄氏)

## 第3回会議

日時：2016 (平成28) 年11月1日 (火)

場所：京都市役所

議題：多文化理解を進めるための教育

報告：「人権教育としての多文化共生」(報告者：渡邊洋子委員)

「多文化理解を進めるための教育」(報告者：キム・ファン委員)

だい かいかい ぎ  
第4回会議

にち じ へいせい ねん がつ は つ か きん  
日 時：2017（平成29）年1月20日（金）

ば しょ きょうと しやくしょ  
場 所：京都市役所

ぎ だい へいせい ねん ど ていげん  
議 題：「2016（平成28）年度提言について」

かい ぎ おも い けん ていげん はんえい のぞ  
会議での主な意見（提言に反映されたものを除く。）

- 1 た ぶん か きょうせい かん もんたい かいけつ だんたい ちいき ま こ  
多文化共生に関する問題の解決には、いろいろな団体や地域を巻き込みなが  
ら、ネットワークをつくっていくことも必要である。
- 2 がいこくじん く てい じひょうき じゅう  
外国人がより暮らしやすいまちにするためには、バス停のローマ字表記の充  
じつ し えいご かいぜん ひつよう かいらんばん し じん  
実や市バスの英語アナウンスの改善などが必要である。また、回覧板や市民し  
んぶんの たげん ごたいおう ひつよう  
んぶんの多言語対応も必要である。
- 3 ぜいきん けんこう ほけん せつめい たげん ごたいおう  
税金や健康保険などの説明を多言語対応してほしい。
- 4 がいこくじん じりつ にほんご がくしゅうし えん じゅうよう  
外国人が自律するためには、日本語学習支援が重要である。
- 5 かいがい い いしき か た ぶん かり かい がくせい りゅうがく せんせい こく  
海外に行くと意識が変わる。多文化理解のためには、学生の留学や先生の国  
がいけんしゅう ひつよう  
外研修が必要である。
- 6 きょうと し こくさいり かい たいしょう こうこうせい かくだい  
京都市の国際理解プログラム「PICNIC」の対象を高校生まで拡大でき  
たら た ぶん かり かい ひろ おも  
たら多文化理解をもっと広められると思う。
- 7 きょうと し さいようし けん せいねんかいがいきょうりょくたいわく ほか ぶん か たいけん も  
京都市の採用試験には青年海外協力隊枠があるが、他の文化体験を持ってい  
ひと ひと さいようわく つく  
る人のための採用枠を作ってみるのもよい。

8 としょかん じどうかん くやくしょ りよう ちいき しゅうかん がいこくじん おし  
図書館や児童館，区役所などを利用して，地域の習慣を外国人に教えてあげ  
られる機会があればよい。

9 ちいき まつ うんどうかい で ちいき いちいん いしき も うれ  
地域のお祭りや運動会に出ると，地域の一員という意識が持て，嬉しくなる。  
がいこくじん ちいき さんか おも にほんじん がいこくじん  
外国人がもっと地域のイベントに参加できたらよいと思う。日本人も，外国人  
が地域にすることが当たり前になることによって，国際人としてのベースを  
つく  
作っていける。



## 2 2015 (平成27) 年度提言を受けての京都市の取組

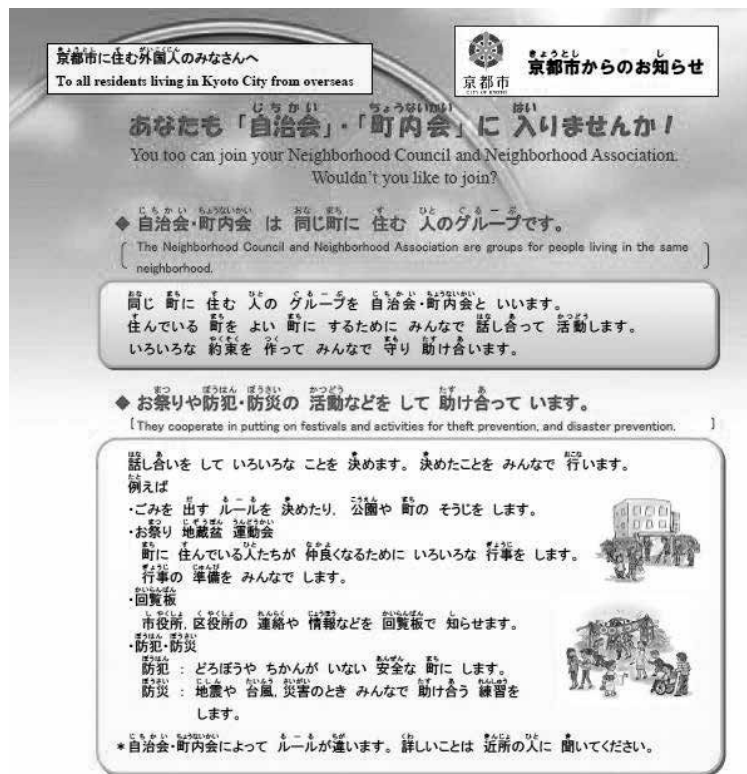
昨年度(2015(平成27)年度)の本審議会からの提言を受けて、京都市では下記のとおり新たな事業への着手や既存事業の拡大など、さまざまな取組が進められています。

### 【提言】「外国人と共生している」という日本人の意識の向上を図ること

#### 【2016(平成28)年度の取組】

##### (1) 自治会・町内会への加入を呼びかけるチラシの配布

自治会・町内会への加入を呼びかけるチラシを新たに作成し、京都市国際交流会館や地域・多文化交流ネットワークセンターでの配架に加え、地元町内会のお祭りやイベントで配布した。※やさしい日本語対応(ルビ付き、一部英語表記あり)(↓チラシの一部)



##### (2) 向島ニュータウンまちづくりビジョン検討会の立ち上げ

向島ニュータウンの29年度からのまちづくり計画を検討する会を立ち上げた。市営住宅における外国籍住民等の自治会加入支援などの取組が検討されている。

【提 言 2】相互理解を進めるための人材を育成すること

【2016（平成28）年度の取組】

- (1) 地域・多文化交流ネットワークサロンのフェイスブックにおける事例紹介  
多文化共生に取り組みモデル事例や人を地域・多文化交流ネットワークサロンのフェイスブックやブログに掲載し、多文化共生の取組の参考になるよう広く市民に発信した。
- (2) 平成28年度京都府国民保護共同実動訓練での通訳ボランティアの活用  
平成28年度京都府国民保護共同実動訓練では初めて被災者に外国人が含まれていることを想定し、被災者役の外国人や行政職員に通訳を行い災害時の対応を学べるよう、通訳ボランティアを活用した。

【提 言 3】「やさしい日本語」を含めた多言語による情報発信を強化すること

【2016（平成28）年度の取組】

- (1) 京都市防災サイトの他言語対応  
主に在住外国人向けの防災ポータルサイト「京都市防災危機管理情報館」を英語、中国語、韓国・朝鮮語、やさしい日本語の4言語に対応させた。また、主に観光客向けの「京都市帰宅支援サイト」を英語、中国語、韓国・朝鮮語の3言語に対応させた。
- (2) 地域・多文化交流ネットワークサロンのフェイスブックを多言語対応  
京都市の多文化共生の取組や地域・多文化交流ネットワークサロンのイベント情報などをやさしい日本語や英語で発信した。
- (3) やさしい日本語の研修会の実施  
平成28年6月10日、地域・多文化交流ネットワークサロンで市民向けのやさしい日本語の学習会を行った。また、7月20日～22日、外国人が多く暮らす京都市左京区の区役所職員向けにやさしい日本語の研修会を実施した。

### 3 京都市における外国籍の住民基本台帳登録者数

#### (1) 国籍別 外国籍の住民基本台帳登録者数

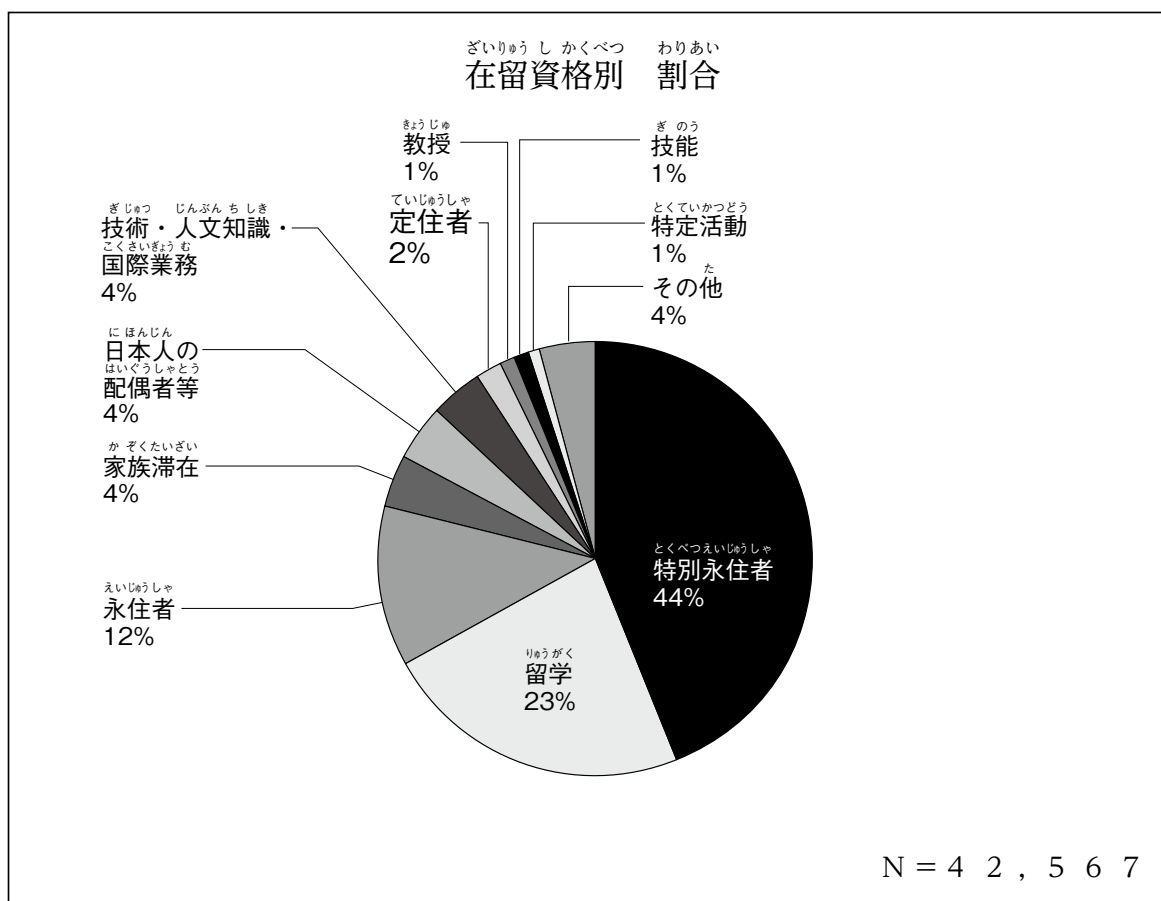
2016 (平成28) 年12月末現在 単位 (人)

国籍 (出身地)	登録者数	国籍 (出身地)	登録者数	国籍 (出身地)	登録者数
韓国	20,183	ブルガリア	19	クロアチア	3
中国	10,401	キルギス	18	ジンバブエ	3
朝鮮	1,571	チェコ	18	スワジランド	3
台湾	1,290	オーストリア	15	タジキスタン	3
ベトナム	1,251	ノルウェー	15	フィジー	3
米国	1,032	ウズベキスタン	14	ベラルーシ	3
フィリピン	1,003	コンゴ民主共和国	13	ラトビア	3
インドネシア	558	カザフスタン	12	リトアニア	3
フランス	529	ポルトガル	12	レバノン	3
英国	368	ラオス	12	アイスランド	2
タイ	363	アゼルバイジャン	11	アルバニア	2
ネパール	337	ナイジェリア	11	ウルグアイ	2
インド	301	ボリビア	11	カーボヴェルデ	2
ドイツ	259	アルゼンチン	10	カメルーン	2
カナダ	243	ギリシャ	10	ギニア	2
オーストラリア	220	シリア	10	キプロス	2
イタリア	180	スロバキア	10	グアテマラ	2
マレーシア	180	チリ	10	クウェート	2
ロシア	148	パレスチナ	10	コートジボワール	2
ブラジル	138	エチオピア	9	トルクメニスタン	2
ミャンマー	104	ジャマイカ	9	バブアニューギニア	2
エジプト	91	スーダン	8	ベナン	2
スペイン	90	リビア	8	ホンジュラス	2
モンゴル	88	タンザニア	7	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	2
スウェーデン	77	トンガ	7	モーリタニア	2
ニュージーランド	73	サウジアラビア	6	ルクセンブルク	2
ペルー	73	モザンビーク	6	アラブ首長国連邦	1
バングラデシュ	71	ヨルダン	6	アンドラ	1
トルコ	59	ウガンダ	5	イエメン	1
スリランカ	57	エストニア	5	ガンビア	1
メキシコ	54	チュニジア	5	キリバス	1
イラン	53	ニカラグア	5	グレナダ	1
シンガポール	51	パラグアイ	5	コスタリカ	1
カンボジア	49	ベネズエラ	5	ザンビア	1
フィンランド	48	マリ	5	セルビア・モンテネグロ	1
ベルギー	47	モロッコ	5	セントクリストファー・ネイビス	1
オランダ	46	エルサルバドル	4	ソマリア	1
スイス	37	オマーン	4	ソロモン	1
アイルランド	36	ガボン	4	トーゴ	1
ルーマニア	36	キューバ	4	ドミニカ	1
南アフリカ共和国	33	グルジア	4	ドミニカ共和国	1
イスラエル	30	スロベニア	4	バーレーン	1
ハンガリー	30	セネガル	4	ハイチ	1
ウクライナ	28	セルビア	4	パナマ	1
パキスタン	26	ブルキナファソ	4	パラオ	1
ポーランド	25	ブルネイ	4	ボツワナ	1
アフガニスタン	24	マダガスカル	4	マラウイ	1
コロンビア	20	アルジェリア	3	モーリシャス	1
デンマーク	20	アンゴラ	3	モルディブ	1
ケニア	19	ガーナ	3	無国籍・未確定	33
<参考> 過去5年間の外国人登録者数 平成23年 41,200 平成24年 40,676 平成25年 40,323 平成26年 40,565 平成27年 41,609 ※平成23年までは外国人登録者数、各年12月末現在				合計 (144 箇国・地域) 42,567	
※「無国籍・未確定」について 日本で出生届が出され、在留資格を取得するまでの間 にある子や、パスポート等、国籍を確認する書類をお 持ちでない方など。					

(2) 在留資格別 外国籍の住民基本台帳登録者数

2016年(平成28)年12月末現在 (単位:人)

在留資格	人数
特別永住者	18,876
留学	9,761
永住者	5,257
家族滞在	1,608
日本人の配偶者等	1,431
技術・人文知識・国際業務	1,771
定住者	716
教授	560
技能	338
特定活動	523
その他	1,726
総数	42,567



きょうと したぶんか しざくしんぎ かいだ い き いんめい ぼ  
 京都市多文化施策審議会第4期委員名簿

けいしやうりやく こじやうおんじゆん  
 (敬称略・五十音順)

	し めい 氏 名	しよくめいまた こくせき はいけい くに 職名又は 国籍・背景となる国
指 名 委 員	あんどう 安藤いづみ	こうざい きやうと りじ (公財) 京都YWCA理事
	にしだ なおひろ 西田尚浩	ふし み せいしやうねんかつどう しよちやう 伏見青少年活動センター所長
	はま だ まり ※ ざちやう 浜田麻里 ※ 座長	きやうと きやういくだいがくきやうじゆ 京都教育大学教授 こうざい きやうと しこくさいこうりやうきやうかいりじ (公財) 京都市国際交流協会理事
	やまうちきよし 山内清	きやうと しこくさいこうりやうかいかんかんちやう 京都市国際交流会館館長 こうざい きやうと しこくさいこうりやうきやうかいせんむりじ (公財) 京都市国際交流協会専務理事
	わたなべやう こ 渡邊洋子	きやうと だいがくだいがくいんきやういくがくけんきやう かじゆんきやうじゆ 京都大学大学院教育学研究科准教授
市 民 公 募 委 員	ウィリアム・ホール	[イギリス]
	カルドネル ざえ 佐枝	に ほん [日 本]
	キム・ファン	かん こく [韓 国]
	サボー・ジュジャンナ	[ハンガリー]
	じよげん い 徐言偉	に ほん [日 本]
	チースレロヴァー・クリスティーナ	[チェコ]
	デリック・マカタンタン	[アメリカ]

- 任期は2016 (平成28) 年4月1日から2018 (平成30) 年3月31日  
 までの2年間
- 指名委員は市長が適当と認めた者を委嘱
- 公募委員は市民から公募により選出

きょうと ししつこう きかん ふぞくきかん せつちとう かん じょうれい しょう  
京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例 (抄)

しゆし  
(趣旨)

だい じゅう だいいち じょうれい ほうりつまた た じょうれい べつ さだ しつこうきかん ふぞくきかん せつちとう  
第1条 この条例は、法律又は他の条例で別に定めるもののほか、執行機関の附属機関の設置等  
にかん ひつよう じこう さだ  
に關し必要な事項を定めるものとする。

せつち  
(設置)

だい じゅう だいに じょう 市長及び教育委員会 (以下「市長等」という。) に 附属機関を置き、その名称、担任す  
る 事務並びに委員の定数及び任期は、別表のとおりとする。

2 前項の附属機関のほか、市長その他の執行機関は、その定めるところにより、設置期間が  
1年以内の附属機関を置くことができる。

3 市長その他の執行機関は、前項の規定により附属機関を設置したときは、その旨を市会に  
ほうこく  
報告しなければならない。

い いん いしよくとう  
(委員の委嘱等)

だい じゅう だいに じょう 附属機関 (前条第1項及び第2項の附属機関をいう。以下この条、次条第1項及び第5  
じょう だいに じょう 条から第8条までにおいて同じ。) の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関  
が担任する事務に応じて市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命す  
る。

い いん にん き とくそくとう  
(委員の任期の特則等)

だい じゅう だいに じょう 第2条第1項の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間  
とする。

2 第2条第1項に規定する附属機関の委員は、再任されることができる。

とくべつ いんおよ せんもん いん  
(特別委員及び専門委員)

だい じゅう だいに じょう 附属機関に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは特別委員を、  
せんもん じこう ちゆうさ ひつよう とくべつ いん  
専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を置くことができる。

2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、  
市長等が委嘱し、又は任命する。

3 特別委員は特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員は専門の事項に  
関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱され、又は解任されるものとする。

ぶかい  
(部会)

だい じゅう だいに じょう 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認  
めるときは、部会を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることが  
できる。

ひみつ まも り ぎむ  
(秘密を守る義務)

だい じゅう だいに じょう 附属機関の委員 (特別委員及び専門委員を含む。) は、職務上知り得た秘密を漏らして  
はならない。その職を退いた後も、同様とする。

い にん  
(委任)

だい じゅう だいに じょう 第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関に關し必要な事項は、市長等が定める。

ふ そく  
附 則

しこうきじつ  
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の公布の日は平成27年1月8日である。)

(中略)

別表 (第2条関係)

1 市長の附属機関

名 称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
(略)	(略)	(略)	(略)
京都市多文化 施策審議会	地域における多文化共生（国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことをいう。）の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	12人以内	2年
(略)	(略)	(略)	(略)

2 (以下略)

きょうと したぶんか しさくしんぎかい きそく  
京都市多文化施策審議会規則

しゆし  
(趣旨)

だい じゅう だいいち 第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都市多文化施策審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

ざちやう  
(座長)

だい じゅう だいにん 第2条 審議会に座長を置く。

2 座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

しやうしゅうおよ ぎじ  
(招集及び議事)

だい じゅう だいにん 第3条 審議会は、座長が招集する。ただし、座長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

しよむ  
(庶務)

だい じゅう だいにん 第4条 審議会の庶務は、総合企画局において行う。

ほそく  
(補則)

だい じゅう だいにん 第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

ちゆうりやく  
(中略)

ふそく  
(附則)

しこうきじつ  
(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の公布の日は、平成27年1月8日である。)





きょうと し たぶん か し さくしん ぎ かい  
京都市多文化施策審議会  
2016 (平成28) 年度報告書

2017 (平成29) 年3月発行

きょうと し たぶん か し さくしん ぎ かい  
京都市多文化施策審議会

じ む きょく きょうと し そうごう き かくきょくこくさい か すいしんしつ  
事務局：京都市総合企画局国際化推進室

〒 604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 番地

TEL075-222-3072 FAX075-222-3055

E-mail:kokusai@city.kyoto.lg.jp